

広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業  
モニタリング業務

プロポーザル実施要領

令和5年11月

岡山県西部衛生施設組合

# 広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業モニタリング業務に係るプロポーザル実施要領（案）

## 1 業務の目的

本業務は、岡山県西部衛生施設組合（以下「組合」という。）を構成する3市2町（笠岡市，井原市，浅口市，里庄町及び矢掛町，以下「組合市町」という。）が計画する広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じて実施するに当たり、下記期間における事業者（以下「SPC」という。）が実施する設計・建設・工事監理・開業準備・維持管理及び運営業務（以下「本事業」という。）が適切かつ確実に実施されているかを確認するために、組合が行うモニタリング業務に対し、専門的な視点及び見地から各種の支援を行い、本事業の完全履行と公共性の確保に努めるとともに円滑な事業推進を図ることを目的とする。

本業務の実施に当たっては、組合が本事業の入札公告に際して提示した入札説明書，要求水準書等の書類（以下「入札説明書等」という。），本入札の落札者が提出した事業提案書（以下「事業提案書」という。）並びに組合，SPCの間で契約した事業契約書（以下「事業契約書」という。）に基づくものとする。

なお、本業務を受託する者（以下「受託者」という。）は、本業務を実施するに当たり、国及び県の施策並びに組合市町町の状況，近年の技術的動向及び社会的環境を十分に踏まえて行うものとする。

また、下記期間はあくまでも計画であり、事業の進捗に伴い前後することもある。

### （1）設計期間

：令和6年（2024年）2月～令和7年（2025年）3月31日

### （2）建設期間

：令和7年（2025年）4月1日～令和8年（2026年）6月30日

### （3）開業準備期間

：令和8年（2026年）7月1日～令和8年（2026年）10月31日

### （4）維持管理・運営期間

：令和8年（2026年）11月1日～

## 2 業務の概要

### （1）委託業務名

広域連携拠点施設（熱利用施設）整備運営事業モニタリング業務

### （2）業務内容

別紙仕様書のとおり

### （3）対象施設

広域連携拠点施設（熱利用施設）（以下「本施設」という。）

- ・温水プール
- ・温浴施設

・フィットネスジム 等

(4) 委託場所

浅口郡里庄町大字新庄地内

(5) 委託期間（令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度））

令和5年度（2023年度）における契約締結日から令和10年（2028年）3月31日までの期間とする。

(6) 事務局

〒714-0054

岡山県笠岡市平成町100番地

岡山県西部衛生施設組合

電話：0865-66-2620

F A X：0865-66-2686

Eメール：seibueisei@city.kasaoka.lg.jp

(7) 事業費

34,430,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

### 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 4 選定方式及び審査

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識、経験及び同種業務実績を有する業者を公募し、実績及び技術提案等に関する最終選考の上、契約候補者を選定するものである。

参加申込書を提出した者のうち、企画提案書の提案内容を評価するプロポーザル方式によって、契約候補者を特定するものである。また、契約候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

### 5 参加資格

参加者の資格要件は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 組合市町のいずれかで、令和5年度の「測量、建設コンサルタント業務等契約指名競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。
- (2) 中国地方整備局管内に本社、本店、契約権限を有する支店、または営業所を有する者で、所在地の県税を完納している者であること。
- (3) 参加申込書の提出日から契約締結の日までの期間において、組合市町において入札参加指名停止を受けていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条

の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げる恐れがないと認められる者。
- (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の規定による「下水道部門」，「廃棄物部門」，「都市計画及び地方計画部門」及び「建設環境部門」の全てに登録があること。
- (8) 平成20年度以降に、地方公共団体（昭和22年法律第67号「地方自治法」による地方公共団体の一部事務組合を含む。）が発注した熱利用施設（温水プール，温浴施設等）又は類似施設の整備から運営までの設計・建設・維持管理及び運営段階におけるモニタリング業務（以下「モニタリング業務」という。）実績について、元請けとしての受注した実績を有する者であること。
- (9) 管理技術者は、技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）第4条で定める技術士登録の建設部門（都市及び地方計画），又は、総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、かつ、管理技術者，照査技術者及び担当技術者のいずれかの立場で、平成20年度以降に受注したモニタリング業務の実績を有すること。
- (10) 照査技術者は、技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）第4条で定める技術士登録の建設部門（都市及び地方計画），又は、総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、かつ、管理技術者，照査技術者及び担当技術者のいずれかの立場で、平成20年度以降に受注したモニタリング業務の実績を有すること。
- (11) 管理技術者と照査技術者は兼任できない。
- (12) 主として担当する技術者は、一級建築士の資格を有するものとし、平成20年度以降のモニタリング業務の実績を有する者とする。  
なお、他の担当技術者と兼任することを認める。
- (13) 各技術者とも参加者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。

## 6 参加申込の手続等

- (1) 担当部署 「2 業務の概要」の(6)事務局(以下、「2, (6)事務局」という。)と同じ。
- (2) 選考スケジュール

公 告	令和5年11月13日(月)
実施要領等の配付期間	令和5年11月13日(月)から 令和5年11月24日(金) 午後5時15分まで
第1次審査(書類審査)に係る質問書受付期間	令和5年11月13日(月)から 令和5年11月22日(水) 午後5時15分まで
第1次審査(書類審査)に係る質問書に対する回答期限	令和5年11月24日(金)
参加申込書の受付期間	令和5年11月27日(月)から 令和5年12月8日(金) 午後5時15分まで
第1次審査(書類審査)	令和5年12月11日(月)
第1次審査(書類審査)結果の通知及び企画提案書の提出要請	令和5年12月13日(水)まで
第2次審査に係る質問書受付期間	令和5年12月13日(水)から 令和5年12月22日(金) 午後5時15分まで
第2次審査に係る質問書に対する回答	令和5年12月27日(水)まで
企画提案書の受付期間	令和6年1月5日(金)から 令和6年1月19日(金) 午後5時15分まで
プレゼンテーションの実施	令和6年1月26日(金)予定
審査結果の通知	令和6年2月2日(金)予定

## 7 実施要領等の配付期間及び配付場所

### (1) 配布期間及び配布場所

ア 配付期間 令和5年11月13日(月)から令和5年11月24日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く。)

イ 配付場所 「2, (6) 事務局」に同じ。

※ 岡山県西部衛生施設組合ホームページ

(<http://seibueisei.or.jp/>)

笠岡市総務部財政課ホームページ(リンク先)

(<http://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/13/>)

## 8 第1次審査(書類審査)に係る質問書の受付及び回答

(1) 受付期間 令和5年11月13日(月)から令和5年11月22日(水)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く。)

(2) 提出方法 「2, (6) 事務局」宛てに質問書(様式1)を電子メールに添付し、提出すること。

### (3) 回答期限及び回答方法

質問書に対する回答は、受付から令和5年11月24日(金)までの間に随時回答し、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和5年12月8日(金)まで、岡山県西部衛生施設組合ホームページに掲載する。

## 9 参加申込書の受付期間

(1) 受付期間 令和5年11月27日(月)から令和5年12月8日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く。)  
(郵送の場合は令和5年12月8日(金)午後5時15分必着)

(2) 提出場所 「2, (6) 事務局」に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者負担とする。

### (4) 提出書類及び部数

次のア～コの書類を作成し、各7部を提出すること。  
(オ、キ、ク及びケについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。クについては、1部原本、6部写しで可とする)

- ア 参加申込書（様式 2）
- イ 会社概要書（様式 3）
- ウ 実績報告書（様式 4）
- エ 技術者等状況表（様式 5）
- オ 商業登記簿謄本（写しでも可）
- カ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前 1 事業年度の「貸借対照表」，「損益計算書」，「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）
- キ 県民税の完納証明書（写しでも可）
- ク 印鑑証明書（原本）
- ケ 委任状（様式 6）（契約締結等に関する権限を支店長，営業所長等に委任する場合に提出すること。）
- コ 誓約書（様式 7）

## 10 第 1 次審査（書類審査）に係る審査結果について

### （1）第 1 次審査（書類審査）に係る審査結果について

提出された参加申込書等を，「書類審査基準（別表 1）」に基づく第 1 次審査（書類審査）を令和 5 年 12 月 11 日（月）に行い，令和 5 年 12 月 13 日（水）までに参加申込書の提出者全員に審査結果を通知するとともに，第 1 次審査通過者（上位 5 者，ただし参加申込者が 5 者以内の場合は，第 1 次審査（書類審査）の参加資格を満たし最低基準点（得点が満点の 50%）を超える者だけを特定の対象）に対し企画提案書（プレゼンテーション含む）の提出要請を行う。

### （2）参加申込書の提出者が 1 者の場合の取扱い

参加申込書の提出者が 1 者のみの場合は，当該 1 者について，提出された参加申込書等を，「書類審査基準（別表 1）」に基づく第 1 次審査（書類審査）を行い，最低基準点（得点が満点の 50%）を超えていれば，企画提案書（プレゼンテーション含む）の提出要請を行う。ただし，最低基準点を超えていなければ提出要請はしない。また，参加申込書の提出者がいない場合は，本件プロポーザルを取りやめる。

## 11 第 2 次審査に係る質問書の受付及び回答

（1）受付期間 令和 5 年 12 月 13 日（水）から令和 5 年 12 月 22 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土，日，祝日を除く。）

（2）提出方法 「2，（6）事務局」宛てに質問書（様式 1）を電子メールに添付し，提出すること。

### （3）回答期限及び回答方法

質問書に対する回答は，受付から令和 5 年 12 月 27 日（水）までの間に随時回答し，競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き，令和 6 年 1 月 19 日（金）まで，岡山県西部衛生施設組合ホー

ムページに掲載する。

## 12 企画提案書の作成

第1次審査を通過した者は、「2業務概要」に掲げた全ての業務について、次のア～クまでの項目を踏まえて一冊（表紙・目次を除く10ページ以内）にまとめた企画提案書（日本工業規格A4縦型、両面カラー印刷可）を作成すること。

ただし、説明資料には、商号等事業者を特定し得る内容を一切記載しないこととする。

### ※ 企画提案提出書（様式8）

（項目）

- ア 業務の実施体制
- イ 業務の実施方針及び実施スケジュール
- ウ 業務の実施方法
- エ 業務の工夫点等アピール事項
- オ 設計モニタリングについて
- カ 建設モニタリングについて
- キ SPC 関連業務モニタリングについて
- ク 開業前モニタリングについて
- ケ 供用後モニタリング支援について
- コ 技術的な支援について

## 13 企画提案書の提出

- （1）受付期間 令和6年1月5日（金）から令和6年1月19日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日を除く。）  
（郵送の場合は令和6年1月19日（金）午後5時15分必着）
- （2）提出場所 「2、（6）事務局」に同じ
- （3）提出方法 持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等を除く午前8時30分から午後5時15分まで）  
※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者負担とする。
- （4）提出書類及び部数
  - ・企画提案提出書（様式8） 1部
  - ・企画提案書 15部
  - ・見積書（様式任意、内訳書含む） 1部
  - ・上記電子データ（CD-R） 1部※見積書には、積算根拠を明記した全体業務の見積額を記載すること。



## 14 プレゼンテーションの実施について

- (1) 日 時 令和6年1月26日(金) 予定  
(※時間については、別途第1次審査通過者へ通知します)
- (2) 場 所 「2, (6) 事務局」の指定する場所(第1次審査結果通知時に案内する。)
- (3) 説明者・参加人数  
説明者は、本業務の実施体制に記載した者のうち担当技術者となる者が行うこと。なお、プレゼンテーションに参加する人数は3人以内とする。
- (4) 説明時間  
実施日時とともに第1次審査結果通知時に案内する。  
なお、質疑応答を含め50分(説明30分、質疑20分以内)のヒアリングを実施する。
- (5) 説明資料  
ア 一太郎, Word, Excel, 又はPowerPointで作成した電子データを予め用意すること。  
イ パソコン, プロジェクター, スクリーンは、当方で準備する。  
ウ 企画提案書は、文章及び概念図等で表現すること。概念図については設計に及ぶような詳細な表現は避け、ゾーニングの組立や形についてのイメージについての提案に留めること。  
エ 模型及び追加資料等の持ち込みは禁止する。  
オ プレゼンテーションの説明資料は、企画提案書に沿って作成すること。  
カ 説明資料には、商号等事業者を特定し得る内容を一切記載しないこと。

## 15 審査方法

企画提案書及びプロポーザル参加者(以下、「参加者」という。)によるプレゼンテーション内容を「岡山県西部衛生施設組合地元還元施設整備に伴う業務の公募型プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)」で審査を行う。

- (1) 企画提案審査基準  
別表2のとおり
- (2) 契約候補者の特定  
選定委員会における「企画提案審査基準(別表2)」の採点により、総得点が高い者から順位付けを行い、最も総得点が高い者を契約候補者として特定する。  
なお、総得点が高点の場合は、見積書の額が安価な者を高い順位とし、契約候補者として特定する。
- (3) 審査結果の通知及び公表  
選定委員会での審査内容は非公開とし、審査結果は契約候補者が決

定した時点で、速やかに採点結果の合計点のみを参加者に通知するとともに、岡山県西部衛生施設組合ホームページに公表する。

(4) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合

- ア 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、選定委員会において契約候補者としての適否の評価を行う。  
最低基準点（総得点が満点の50%）を超えている場合は特定の対象とするが、最低基準点を超えていなければ特定しない。
- イ 辞退等により企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取りやめる。

## 16 契約の締結

本業務の契約は、選定委員会で特定した契約候補者と業務内容について協議等を行ない、仕様書の内容を確定した後、見積合わせの上、契約を締結するものとする。

ただし、契約候補者との契約が不調となった場合には、次点者と契約交渉を行う。

## 17 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (3) 提出書類に著しい不備や虚偽の記載があった場合。
- (4) 「2業務概要(7)事業費」を超えた見積書を提出した場合。
- (5) 審査及び審査の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた場合。
- (6) 実施要領の内容に違反すると選定委員会が認めた場合。
- (7) その他本組合の指示に違反する場合。

## 18 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その参加者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象と

なっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、契約候補者の選定以外で提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、笠岡市情報公開条例（平成10年条例第13号）に準じて情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を「2,（6）事務局」に持参又は郵送により提出すること。
- (13) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により契約候補者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、選定委員会との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 本業務の契約後、受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本組合は契約を解除できるものとする。この場合、本組合に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画を変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して本組合は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 提出書類に記入した管理技術者、照査技術者は、死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き変更できない。
- (18) 本業務の再委託は認めない。（ただし、弁護士費用を除く）
- (19) 管理技術者は、本組合が認める場合を除き打合せ等に必ず出席すること。
- (20) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとする。